

改正

令和 4 年12月27日要綱第113号

令和 5 年 3 月31日要綱第68号

令和 7 年 2 月20日要綱第20号

小金井市介護職員等宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢社会対策区市町村包括補助事業実施要綱（平成19年 5 月11日付け19福保高在第28号）に基づき、市内に所在する地域密着型サービス事業所の介護職員の宿舍の借上げを支援することで、働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保定着を図るとともに、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進するため、小金井市介護職員等宿舍借上げ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域密着型サービス事業所 介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第 8 条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第 8 条の 2 第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを提供する事業所をいう。
- (2) 外国人介護職員 次のアからオまでのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第 1 の 2 の表に定める在留資格「介護」を有する者
 - イ 入管法別表第 1 の 2 の表に定める在留資格「特定技能」を有する者（特定産業分野「介護」に限る。）
 - ウ 入管法別表第 1 の 2 の表に定める在留資格「技能実習」を有する者（職種名「介護」に限る。）
 - エ 入管法別表第 1 の 4 の表に定める在留資格「留学」を有する者（資格外活動許可を取得している者に限る。）
 - オ 入管法別表第 1 の 5 の表に定める在留資格「特定活動」を有する者（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者及び外国人介護福祉士に限る。）

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、法で使用する用語の例によるものとする。

(補助対象事業所)

第3条 補助金の交付の対象となる事業所（以下「補助対象事業所」という。）は、小金井市（以下「市」という。）内の地域密着型サービス事業所であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 福祉避難所(高齢者などの要配慮者のために特別な配慮がされた避難所をいう。以下同じ。)

の指定を受け、市と災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しており、かつ、介護職員の宿舎を確保し、災害対応要員を配置する事業所であって、次のアからエまでに掲げる要件のいずれも満たすもの

ア 宿舎は、1福祉避難所につき4戸を上限とすること。ただし、外国人介護職員に係る戸数については、この限りでない。

イ 宿舎の場所は、事業所から半径10キロメートル圏内とすること。

ウ 同一の入居者につき助成期間の始期から10年間の利用を上限とすること。ただし、令和元年度から令和5年度までに助成を開始した入居者については、令和6年4月1日を助成期間の始期とすること。

エ 補助対象者が入居していること。

(2) 前号に掲げる事業所を除き、市と災害発生時における利用者の安否確認及び避難所等における介護サービスの提供に関する協定を締結しており、かつ、介護職員の宿舎を確保し、災害対応要員を配置する事業所であって、次のアからエまでに掲げる要件のいずれも満たすもの

ア 宿舎は、1事業所につき4戸を上限とすること。ただし、外国人介護職員に係る戸数については、この限りでない。

イ 宿舎の場所は、事業所から半径10キロメートル圏内とすること。

ウ 同一の入居者につき助成期間の始期から10年間の利用を上限とすること。ただし、令和元年度から令和5年度までに助成を開始した入居者については、令和6年4月1日を助成期間の始期とすること。

エ 補助対象者が入居していること。

(3) 前2号に掲げる事業所を除き、介護職員の宿舎を確保している事業所であって、次のアからウまでに掲げる要件のいずれも満たすもの

ア 宿舎は、1事業所につき4戸を上限とすること。ただし、外国人介護職員に係る戸数につ

いては、この限りでない。

イ 同一の入居者につき助成期間の始期から10年間の利用を上限とすること。ただし、令和元年度から令和5年度までに助成を開始した入居者については、令和6年4月1日を助成期間の始期とすること。

ウ 補助対象者が入居していること。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、前条各号に掲げる補助対象事業所に勤務する介護職員及び生活相談員とし、当該事業所の経営に携わる法人の役員は除くものとする。ただし、第3条第1号及び第2号に掲げる事業所の補助対象者は、災害対策上の業務に従事する者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業所を有する法人が支出した当該年度における補助対象者の宿舍借上げに係る賃料、共益費（管理費）、礼金、更新料等とする。ただし、入居者から宿舍の使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引くものとする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、事業者実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額に次の各号に掲げる事業所に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額と、宿舍1戸当たり82,000円に補助対象総月数及び次の各号に掲げる事業所に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額とする。この場合において、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 第3条第1号及び第2号に規定する事業所 8分の7

(2) 第3条第3号に規定する事業所 2分の1

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業所（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに小金井市介護職員等宿舍借上げ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 賃貸借契約書の写し

(4) 補助対象者の雇用を証する書類の写し

(5) 補助対象者の資格を証する書類の写し

(6) 介護事業者と補助対象者が締結した宿舎に係る契約書等の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請に係る書類等が適正であると認めた場合は、小金井市介護職員等宿舎借上げ支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、不交付を決定したときは、小金井市介護職員等宿舎借上げ支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に、申請の取下げをすることができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助金の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別に指定する期日までに小金井市介護職員等宿舎借上げ支援事業補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 宿舎の借上げに係る経費の支払を証する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の審査等)

第12条 市長は、実績報告書の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうか審査

等をするものとする。

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による審査及び調査等により、条件に適合していると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、小金井市介護職員等宿舎借上げ支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金額の請求）

第14条 補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定後、小金井市介護職員等宿舎借上げ支援事業補助金交付請求書（様式第6号）により、補助金の交付の請求を行うものとする。

（交付の決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業者について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定により取消しをした場合は、小金井市介護職員等宿舎借上げ支援事業補助金交付決定取消（全部・一部）通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めて返還を命ずるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部もしくは一部を取り消すことができる。

（違約加算金及び延滞金）

第17条 補助事業者は、前2条の規定により補助金の交付の決定の全額又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納期限ま

でに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金等の一時停止等）

第18条 補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、市長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができるものとする。

（是正のための措置）

第19条 市長は、第12条の規定による調査等の結果、この補助条件に適合しないと認められる場合は、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらを適合させるための措置をとることを命ずるものとする。

（消費税仕入控除税額の報告）

第20条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第8号）に確認書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

- 2 市長は前項に規定する報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に規定する補助金の交付について必要な事項は、小金井市補助金等交付規則（平成12年規則第27号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和4年12月27日要綱第113号）

この要綱は令和４年12月27日から施行し、この要綱による改正後の小金井市介護職員等宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和４年４月１日から適用する。

付 則（令和５年３月31日要綱第68号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付 則（令和７年２月20日要綱第20号）

この要綱は、令和７年２月20日から施行し、この要綱による改正後の小金井市介護職員等宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和６年４月１日から適用する。

小金井市介護職員等宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正要綱	現行要綱
(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>地域密着型サービス事業所</u> 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを提供する事業所をいう。 (2) <u>外国人介護職員</u> 次のアからオまでのいずれかに該当する者をいう。 ア <u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2の表に定める在留資格「介護」を有する者</u> イ <u>入管法別表第1の2の表に定める在留資格「特定技能」を有する者（特定産業分野「介護」に限る。）</u> ウ <u>入管法別表第1の2の表に定める在留資格「技能実習」を有する者（職種名「介護」に限る。）</u> エ <u>入管法別表第1の4の表に定める在留資格「留学」を有する者（資格外活動許可を取得している者に限る。）</u> オ <u>入管法別表第1の5の表に定める在留資格「特定活動」を有する者（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者及び外国人介護福祉士に限る。）</u>	(定義) 第2条 この要綱において「<u>地域密着型サービス事業所</u>」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを提供する事業所をいう。
2 省略 (補助対象事業所)	2 省略 (補助対象事業所)

第3条 補助金の交付の対象となる事業所（以下「補助対象事業所」という。）は、小金井市（以下「市」という。）内の地域密着型サービス事業所であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 福祉避難所（高齢者などの要配慮者のために特別な配慮がされた避難所をいう。以下同じ。）の指定を受け、市と災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しており、かつ、介護職員の宿舎を確保し、災害対応要員を配置する事業所であって、次のアからエまでに掲げる要件のいずれも満たすもの

ア 宿舎は、1福祉避難所につき4戸を上限とすること。ただし、外国人介護職員に係る戸数については、この限りでない。

イ 省略

ウ 同一の入居者につき助成期間の始期から10年間の利用を上限とすること。ただし、令和元年度から令和5年度までに助成を開始した入居者については、令和6年4月1日を助成期間の始期とすること。

エ 省略

- (2) 前号に掲げる事業所を除き、市と災害発生時における利用者の安否確認及び避難所等における介護サービスの提供に関する協定を締結しており、かつ、介護職員の宿舎を確保し、災害対応要員を配置する事業所であって、次のアからエまでに掲げる要件のいずれも満たすもの

ア 宿舎は、1事業所につき4戸を上限とすること。ただし、外国人介護職員に係る戸数については、この限りでない。

イ 省略

第3条 補助金の交付の対象となる事業所（以下「補助対象事業所」という。）は、小金井市（以下「市」という。）内の地域密着型サービス事業所であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 福祉避難所（高齢者などの要配慮者のために特別な配慮がされた避難所をいう。以下同じ。）の指定を受け、市と災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しており、かつ、介護職員の宿舎を確保し、災害対応要員を配置する事業所であって、次のアからエまでに掲げる要件のいずれも満たすもの

ア 宿舎は、1福祉避難所につき4戸を上限とすること。

イ 省略

ウ 1戸当たりの助成期間は、4年間を上限とすること。ただし、令和元年度に本補助金を申請した宿舎については、令和2年度を助成期間の始期とすること。

エ 省略

- (2) 前号に掲げる事業所を除き、市と災害発生時における利用者の安否確認及び避難所等における介護サービスの提供に関する協定を締結しており、かつ、介護職員の宿舎を確保し、災害対応要員を配置する事業所であって、次のアからエまでに掲げる要件のいずれも満たすもの

ア 宿舎は、1事業所につき4戸を上限とすること。

イ 省略

ウ 同一の入居者につき助成期間の始期から10年間の利用を上限とすること。ただし、令和元年度から令和5年度までに助成を開始した入居者については、令和6年4月1日を助成期間の始期とすること。

エ 省略

(3) 前2号に掲げる事業所を除き、介護職員の宿舎を確保している事業所であって、次のアからウまでに掲げる要件のいずれも満たすもの

ア 宿舎は、1事業所につき4戸を上限とすること。ただし、外国人介護職員に係る戸数については、この限りでない。

イ 同一の入居者につき助成期間の始期から10年間の利用を上限とすること。ただし、令和元年度から令和5年度までに助成を開始した入居者については、令和6年4月1日を助成期間の始期とすること。

ウ 省略

付 則

この要綱は、令和7年2月20日から施行し、この要綱による改正後の小金井市介護職員等宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

ウ 1戸当たりの助成期間は、4年間を上限とすること。

エ 省略

(3) 前2号に掲げる事業所を除き、介護職員の宿舎を確保している事業所であって、次のアからウまでに掲げる要件のいずれも満たすもの

ア 宿舎は、1事業所につき4戸を上限とすること。

イ 1戸当たりの助成期間は、4年間を上限とすること。

ウ 省略